

社会福祉法人 山美福祉会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

（1）保育所の経営

（2）一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人山美福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で社会福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県安城市美園町2丁目9番地4に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度、評議員の互選とする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査

をすることができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1） 愛知県安城市美園町2丁目9番地4、9番地5、9番地6、9番地14所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建よさみ保育園

園舎 1棟（642.60平方メートル）

- （2） 愛知県安城市美園町2丁目9番地4所在のよさみ保育園

敷地 （324.00平方メートル）

- （3） 愛知県安城市美園町2丁目9番地5所在のよさみ保育園

敷地 （52.00平方メートル）

- （4） 愛知県安城市美園町2丁目9番地6所在のよさみ保育園

敷地 （266.00平方メートル）

- （5） 愛知県安城市美園町2丁目9番地14所在のよさみ保育園

敷地 （72.00平方メートル）

- （6） 愛知県安城市三河安城南町2丁目7番地8所在の

鉄骨造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺2階建第2よさみ保育園

園舎 1棟（235.18平方メートル）

- （7） 愛知県安城市美園町2丁目9番地4、9番地5、9番地6、9番地14所在の

鉄骨造陸屋根2階建よさみ保育園

園舎 1棟（54.90平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、安城市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、安城市長の承認は必要

としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、安城市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を安城市長に届け出なければならない。

第9条 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人山美福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名とする。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	山本美津代
理事	加藤三二
理事	山本博之
理事	山田義雄
理事	石川大蔵
理事	杉浦直司
理事	大橋智鏡
監事	加藤 実
監事	伊奈 稔

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山美福祉会の役員及び評議員の報酬について定めるものである

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人山美福社会 役員等名簿

役職名	氏 名
評議員	石川 稔
評議員	尾原 悦子
評議員	大見 春江
評議員	藤田 孝子
評議員	西牧 知子
評議員	畔柳 志麻
評議員	牧野 安枝
理事長	高村 裕美
理事	稲垣 水かげ
理事	六角 英彰
理事	岡本 厚子
理事	高村 昭次
理事	藤代 千春
監事	北村 信人
監事	河野 美貴

令和6年4月1日 現在

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和5年4月1日 （至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入		0	0	
	保育事業収入	246,206,705	0	246,206,705	
	経常経費寄附金収入	50,000	0	50,000	
	受取利息配当金収入	11,000	0	11,000	
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入		0	0	
	その他の収入	3,218,000	0	3,218,000	
	事業活動収入計（１）	249,485,705	0	249,485,705	
	支出				
	人件費支出	210,424,705	0	210,424,705	
施設整備等による収支	事業費支出	22,075,000	0	22,075,000	
	事務費支出	10,621,000	0	10,621,000	
	社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出		0	0	
	その他の支出	1,772,000	0	1,772,000	
	事業活動支出計（２）	244,892,705	0	244,892,705	
	事業活動資金収支差額（３）＝（１）－（２）	4,593,000	0	4,593,000	
	収入				
	施設整備等補助金収入	86,163,000	0	86,163,000	
	施設整備等寄附金収入		0	0	
	設備資金借入金収入	18,000,000	0	18,000,000	
その他の活動による収支	社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入		0	0	
	固定資産売却収入		0	0	
	その他の施設整備等による収入		0	0	
	施設整備等収入計（４）	104,163,000	0	104,163,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出		0	0	
	社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出		0	0	
	固定資産取得支出		0	0	
	固定資産除却・廃棄支出	118,414,000	0	118,414,000	
	その他の施設整備等による支出		0	0	
その他の活動による収支	施設整備等支出計（５）	118,414,000	0	118,414,000	
	施設整備等資金収支差額（６）＝（４）－（５）	-14,251,000	0	-14,251,000	
	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0	
	長期運営資金借入金収入	30,000,000	0	30,000,000	
	役員等長期借入金収入		0	0	
	社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入		0	0	
	長期貸付金回収収入		0	0	
	社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入		0	0	
	投資有価証券売却収入		0	0	
その他の活動による収支	積立資産取崩収入	28,057,368	0	28,057,368	
	その他の活動による収入		0	0	
	その他の活動収入計（７）	58,057,368	0	58,057,368	
	支出				
	社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
	社会福祉連携推進業務長期貸付金支出		0	0	
	積立資産支出	1,674,000	0	1,674,000	
	その他の活動による支出		0	0	
	その他の活動支出計（８）	1,674,000	0	1,674,000	
	その他の活動資金収支差額（９）＝（７）－（８）	56,383,368	0	56,383,368	
予備費支出（１０）				0	
当期資金収支差額合計（１１）＝（３）＋（６）＋（９）－（１０）		46,725,368	0	46,725,368	
前期末支払資金残高（１２）		26,800,000	0	26,800,000	
当期末支払資金残高（１１）＋（１２）		73,525,368	0	73,525,368	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和5年4月1日 （至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	0	235,543,487	-235,543,487
	経常経費寄附金収益	0	0	0
	その他の収益	0	341,118	-341,118
	サービス活動収益計（１）	0	235,884,605	-235,884,605
	費用			
	人件費	0	208,214,924	-208,214,924
	事業費	0	24,506,220	-24,506,220
	事務費	0	8,777,336	-8,777,336
	減価償却費	0	5,042,208	-5,042,208
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-5,263,612	-2,757,725	-2,505,887
	貸倒損失額	0	0	0
サービス活動外増減の部	貸倒引当金繰入	0	0	0
	その他の費用	0	0	0
	サービス活動費用計（２）	-5,263,612	243,782,963	-249,046,575
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）	5,263,612	-7,898,358	13,161,970
	収益			
	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	0	999	-999
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	0	1,929,600	-1,929,600
	サービス活動外収益計（４）	0	1,930,599	-1,930,599
	費用			
	支払利息	0	0	0
特別増減の部	社会福祉連携推進業務借入金支払利息	0	0	0
	その他のサービス活動外費用	0	1,854,600	-1,854,600
	サービス活動外費用計（５）	0	1,854,600	-1,854,600
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）	0	75,999	-75,999
	経常増減差額（７）＝（３）＋（６）	5,263,612	-7,822,359	13,085,971
	収益			
	施設整備等補助金収益	0	0	0
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計（８）	0	0	0
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0
	災害損失	0	0	0
	その他の特別損失	0	0	0
	特別費用計（９）	0	0	0
	特別増減差額（１０）＝（８）－（９）	0	0	0
	当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）	5,263,612	-7,822,359	13,085,971
繰越活動増減の部	前期繰越活動増減差額（１２）	0	20,274,554	-20,274,554
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）	5,263,612	12,452,195	-7,188,583
	基本金取崩額（１４）	0	0	0
	その他の積立金取崩額（１５）	0	0	0
	その他の積立金積立額（１６）	0	0	0
	次期繰越活動増減差額（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）	5,263,612	12,452,195	-7,188,583

法人単位貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	134,269,249	32,153,028	102,116,221	流動負債	65,833,487	11,428,907	54,404,580
現金預金	16,763,515	12,360,781	4,402,734	事業未払金	54,699,678	1,590,203	53,109,475
事業未収金	117,428,584	19,692,017	97,736,567	社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金			0
前払金	77,150	100,230	-23,080	1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金			0
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金			0	1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金			0
社会福祉連携推進業務短期貸付金			0	職員預り金	1,533,809	238,704	1,295,105
その他の流動資産			0	賞与引当金	9,600,000	9,600,000	0
貸倒引当金			0	その他の流動負債			0
固定資産	247,950,102	162,682,206	85,267,896	固定負債	66,148,020	17,817,870	48,330,150
基本財産	212,685,494	99,106,753	113,578,741	社会福祉連携推進業務設備資金借入金			0
土地	30,928,000	30,928,000	0	設備資金借入金	18,000,000		18,000,000
建物	181,757,494	68,178,753	113,578,741	社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金			0
定期預金			0	長期運営資金借入金	30,000,000		30,000,000
その他の固定資産	35,264,608	63,575,453	-28,310,845	退職給付引当金	18,148,020	17,817,870	330,150
土地			0	その他の固定負債			0
建物			0	負債の部合計	131,981,507	29,246,777	102,734,730
構築物	74,681	90,680	-15,999	純資産の部			
機械及び装置			0	基本金	73,645,623	73,645,623	0
車輜運搬具			0	国庫補助金等特別積立金	121,961,866	38,430,672	83,531,194
器具及び備品	4,039,204	4,606,936	-567,732	その他の積立金	13,002,703	41,059,967	-28,057,264
建設仮勘定			0	次期繰越活動増減差額	41,627,652	12,452,195	29,175,457
有形リース資産			0	(うち当期活動増減差額)	1,118,089	-7,822,359	8,940,448
権利			0				
ソフトウェア			0				
無形リース資産			0				
社会福祉連携推進業務長期貸付金			0				
退職給付引当資産	18,148,020	17,817,870	330,150				
保育所繰越積立資産	10,000,000	20,000,000	-10,000,000				
保育所施設・設備整備積立資産	3,002,703	21,059,967	-18,057,264				
その他の固定資産			0				
貸倒引当金			0	純資産の部合計	250,237,844	165,588,457	84,649,387
資産の部合計	382,219,351	194,835,234	187,384,117	負債及び純資産の部合計	382,219,351	194,835,234	187,384,117

財 産 目 録

令和6年3月31日 現在

社会福祉法人 山美福祉会

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 流動資産の部						
1 流動資産						
現金預金						16,763,515
現金	現金手許有高		運転資金として			27,555
普通預金	碧海信用金庫 東刈谷支店他		運転資金として			15,240,326
当座預金	碧海信用金庫 東刈谷支店他		運転資金として			1,495,634
事業未収金			補助金等			117,428,584
前払金			保険料			77,150
流動資産合計						134,269,249
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	安城市美園町2-9-4 よさみ保育園		第2種社会福祉事業である 保育所施設に使用			30,928,000
建物	安城市美園町2-9-4 よさみ保育園	1978年度	第2種社会福祉事業である 保育所施設に使用	228,467,623	72,178,092	156,289,531
	安城市三河安城南町2-7-8 第2よさみ保育園	2001年度	第2種社会福祉事業である 保育所施設に使用	47,200,045	21,732,088	25,467,957
建物付属設備	非常階段他			12,863,685	12,863,679	6
基本財産合計						212,685,494
(2) その他の固定資産						
構築物	ウッドデッキ他			2,729,769	2,655,088	74,681
器具及び備品	テレビ他			28,853,964	24,814,760	4,039,204
退職給付引当資産	社会福祉事業職員共済会		職員退職金			18,148,020
保育所繰越積立資産	定期預金 碧海信用金庫		将来における修繕、備品購 入等の目的の為の定期預金			10,000,000
保育所施設・設備整備 積立資産	定期預金 碧海信用金庫		将来における施設整備等の 目的の為の定期預金			3,002,703
その他の固定資産合計						35,264,608
固定資産合計						247,950,102
資産合計						382,219,351
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
事業未払い金	給食材料費他					54,699,678
職員預り金	社会保険料他					1,533,809
賞与引当金	6月賞与分					9,600,000
流動負債合計						65,833,487
2 固定負債						
設備資金借入金						18,000,000
運営資金借入金						30,000,000
退職給付引当金	退職金基金資産					18,148,020
固定負債合計						66,148,020
負債合計						131,981,507
差 引 純 資 産						250,237,844

上記は、財産目録に相違ありません。

社会福祉法人山美福祉会
理事長 高村 裕美